

令和2年度 佐渡市インバウンド向け企画乗船券開発業務委託仕様書

1 業務名

令和2年度 佐渡市インバウンド向け企画乗船券開発業務委託

2 実施期間

契約締結日から令和3年3月12日（金）まで

3 委託料上限額

5,805,000円（消費税及び地方消費税を含む）

4 目的

佐渡市では、平成29年度より国の「特定有人国境離島地域社会維持推進交付金」を活用した佐渡市離島滞在型観光個人旅行促進業務を実施しており、佐渡ならではの魅力ある着地型旅行商品を造成・販売することで、旅行者の滞在時間の延長や満足度の向上等を図っている。

平成30年度は体験商品と新潟両津航路2等往復乗船券を組み合わせた企画乗船券を国内個人旅行者向けに開発し、令和2年2月まで販売を行っている。

令和元年11月に新潟県が発表した平成30年外国人宿泊者数の県内地区推計結果によると、平成30年佐渡市の外国人宿泊者数は25,332人泊で前年と比較して38.4%増加しており、令和2年以降も東京オリンピック開催や佐渡金銀山世界遺産登録等により佐渡市への外国人旅行者の入込増加に大きな期待が寄せられている。

そこで、令和2年度は、「特定有人国境離島地域社会維持推進交付金」を活用し、外国人旅行者向けの企画乗船券の開発、販売システムの構築及び企画乗船券を販売促進するためのプロモーションを行うことで、近年増加傾向にある外国人旅行者の佐渡市内における滞在時間の延長及び消費拡大を図ることを目的とする。

5 業務の仕様

(1) 企画乗船券の開発

外国人対応が可能な佐渡ならではの体験商品、新潟両津航路2等往復乗船券及びその他外国人旅行者に訴求する2次交通等のクーポン券などをパッケージ化した企画乗船券を開発する。

- 1) 企画乗船券の代金は、体験商品、新潟・両津航路カーフェリー2等往復乗船券及びその他クーポン券等から新潟・両津航路カーフェリー2等往復乗船券島民割引額大人1,840円/人（小人920円/人）を差し引いた額

とする。

- 2) 佐渡市内に1泊以上の滞在を条件とすることから、往路と復路の乗船券は異なる日に設定するなど、日帰り利用は認めない仕組みにすること。
- 3) 体験商品は外国人旅行者のニーズに対応する大人2,000円/人（小人1,000円/人）以上の価格の体験商品を設定すること。
- 4) 利用者の満足度向上を図るため、体験商品は事前予約不要であり、3種類以上の体験商品から選択できる仕組みとするなど、自由性の高い企画乗船券とすること。

(2) 企画乗船券の作成

- 1) 外国人旅行者のニーズに対応する企画乗船券を紙ベースで作成すること。
- 2) 言語は英語で作成とすること。
- 3) 企画乗船券には、「This plan is subsidized by a subsidy which has been set aside by the Japanese government to conserve and promote remote island area.」を掲載すること。

(3) 企画乗船券の枚数・販売期間の設定及び販売窓口・オペレーションの構築

- 1) 販売枚数は750枚とする。なお、大人・小人の配分は予算の範囲内で調整すること。
- 2) 販売期間は、契約日から令和3年2月28日までのうち6か月以上の期間を設定すると共に、1)で設定する販売枚数を完売することが可能な期間を設けること。ただし、予定した販売枚数が完売した場合はこの限りではない。
- 3) インバウンド向け企画乗船券を販売するための販売所は、新潟港佐渡汽船内の他、新潟空港等外国人旅行者が利用する県内各拠点に設けて販売体制を構築すること。なお、販売に係る手数料は委託料に含めるものとする。

(4) 企画乗船券販売促進に係るプロモーション

SNS等を活用した広告展開を実施すること。

(5) 効果測定

- 1) 業務の有効性を測る指標を設定し、目標値を示すこと。
- 2) 指標の具体的な測定方法及び測定時期を示すこと。
- 3) 業務に基づく波及効果の測定について提案がある場合は、波及効果の内容（指標）、測定方法、測定時期及び目標についても示すこと。

(6) 独自提案事項

業務目的を達成するにあたり、提案者が上記(1)～(4)の業務の他に、必要、効果的な独自性のある事業を実施すること。

(7) その他

利便性向上及び販売促進を図るため、国内外旅行社で代理販売ができるよう販路開拓を行うこと。なお、代理販売に係る手数料は委託料に含めるものとする。

6 事業報告

- (1) 受託者は事業終了後、速やかに事業報告書を作成し提出する。
- (2) 事業報告書には、取り組み経過、成果等について記載する。
- (3) 発注者は、事業報告書を受領後、その書類の内容を精査し、必要がある時は報告を求め、又は発注者の担当者に受託者（事業場）への立ち入りや帳簿書類その他物件の検査、関係者への質問をさせるなど調査を行うことができるものとする。

7 委託金額の減額

発注者は、事業報告を検査した結果、仕様書に定められた事業が遂行されていないことが判明した場合には、委託金額の減額を行うことができるものとする。

8 見積方法

受託者は当該業務にかかる経費を算出し、見積書（税別）に記載する。

9 その他

- (1) 受託者及び業務従事者等（本業務に直接・間接を問わず関わる全ての者）は、業務上知り得た秘密を第三者に漏洩、開示してはならない。また本業務の遂行以外の目的に使用してはならない。これらのことは、本業務終了後においても同様とする。
- (2) 本業務において、紛争等が起こらないように十分留意すること。万が一紛争等が発生した場合には、受託者の責任において紛争等の解決に努めるとともに、速やかに市に報告しなければならない。
- (3) 本業務の実施の際に生じた特許権・著作権等の知的財産権は、原則として委託者に帰属するものとする。
- (4) 本仕様書に定めのない事項、又は疑義が生じた場合は、発注者と受託者が協議のうえ、決定するものとする。